令和９年度　会計年度任用職員勤務条件一覧表

公募職種	**グラウンドキーパー**
申込み先	スポーツ振興課
1 勤務場所、職務内容	勤務場所：南部健康運動公園 他 職務内容：施設整備等
2 応募資格	次の⑴～⑶要件を全て満たす方 ⑴ 地方公務員法第 16 条の欠格条項に該当しない方 ⑵ 4月以降に副業の予定があり、本市での勤務時間との合計が法定労働時間(1 日 8 時間又は週 40 時間)を上回らない方 ⑶ 普通自動車第一種運転免許を有する方
3 任用予定期間	令和9年4月1日～令和 10 年3月31日
4 勤務時間	日曜日から土曜日までの 7 日間のうち、シフト制による 1 週 2 休 原則、8時30分～17時までの間で定める 7 時間(休憩 1 時間) 利用状況により、早朝、夜間勤務もあり
5 休日	年末年始(12 月 29 日～翌年1月3日) ※ただし、行事等により勤務が割り振られる場合があります。
6 給与等	阿南市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の規定に基づき支給します。 日額 9,257 円 (給与等は、令和8年10月1日現在のものであり、給与改定等により増減する可能性があります。) ・通勤旅費(通勤に係る費用弁償) ・期末手当、勤勉手当　あり ※月の初日から末日までの間の実績に基づき、原則翌月21日に支払います。 (支払は、口座振込により行い、所得税、社会保険料等を控除します。)
7 休暇制度	年次有給休暇(初年度12日、継続年数により最大20日。繰越可能)、夏季休暇、忌引、結婚休暇ほか
8 社会保険等	健康保険(徳島県市町村職員共済組合)、厚生年金保険、雇用保険、通勤及び公務上での災害補償制度、徳島県市町村職員互助会
9 条件付採用期間	採用後1か月間は条件付採用となり、この期間を良好な成績で勤務した場合に正式任用となります。
10 服務規律	一般職の地方公務員として業務に従事するため、正規職員と同じく地方公務員法による服務及び懲戒の規定が適用されます。 ・服務の根本基準(法第30条) ・服務の宣誓(法第31条) ・法令等及び上司の命令に従う義務(法第32条) ・信用失墜行為の禁止(法第33条) ・秘密を守る義務(法第34条) ・職務に専念する義務(法第35条) ・政治的行為の制限(法第36条) ・争議行為等の禁止(法第37条) ※営利企業への従事(兼業)を行うことは可能ですが、一定の要件があります。上記の服務規律が課されるため、職務に支障をきたすおそれがある場合、職務の公正さを確保できなくなるおそれがある場合等には認められません。
11 再度の任用	一会計年度内における任用のため、任期の延長(令和 10 年度に自動的に採用されること)はありません。令和 10 年度以降については、その職の必要性の判断と選考(勤務実績、面接等)を経ての採用となります。